

事務連絡  
令和元年7月24日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 手足口病に関する注意喚起について

手足口病については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく小児科定点からの患者の届出数が、過去20年間において最も多い状況となっています。

つきましては、平成25年8月6日事務連絡にて周知した「手足口病に関するQ&A」（別添）を再度御確認いただき、管内の手足口病の流行に注意していただくとともに、引き続き、手洗いの励行等の感染予防策について普及啓発に御協力いただくようお願いいたします。